

JA東京みどり

ブルーベリー 収穫体験付 定期積金



募集期間 2023年

4/3月▶5/31水

ブルーベリー収穫体験の
特典をお付けします!

※不参加のお申し出をされたお客様に、
1口につき1個(上限2個)ブルーベリーのジャムを
進呈いたします。



※写真・イラストはイメージです

ブルーベリー収穫体験付定期積金 商品概要

募集期間	2023年4月3日(月)～2023年5月31日(水)
種類	定期積金(月掛金1万円以上)口座振替
期間	3年以上
給付契約金	36万円以上
金利	店頭表示金利が適用されます。 満期日には利息相当額(給付補てん金)をお支払いいたします。なお、給付補てん金には20.315%の分離課税が適用になります。

収穫体験の概要

実施期間	2023年7月中旬～各農園の閉園まで (天候によりご希望に添えない場合がございます。)
実施場所	当JA指定の農園となります。 36万円を1口とし、参加券1枚をお渡しいたします。
参加方式	●自由参加方式です。 ●参加券1枚につき、 500gの摘み取りと、5名様の入園ができます。 ●期間内に参加できなかった場合、参加券は無効となります。 ●給付契約金額にかかわらず、参加券はお一人様3口(3枚)までとなります。

天候およびブルーベリーの生育状況等により、やむを得ず中止とさせていただく場合がございます。

詳しくは、下記店舗窓口までお気軽にお問い合わせください。

JA東京みどり

国立支店 TEL.042-572-2101
富士見台支店 TEL.042-572-8151
昭島支店 TEL.042-541-0021

幸町支店 TEL.042-535-2211
西砂支店 TEL.042-531-0014
村山支店 TEL.042-561-1611

東大和支店 TEL.042-561-4321
仲原支店 TEL.042-562-2311

商品概要説明書

ブルーベリー収穫体験付定期積金

令和5年4月3日現在

1. 商品名 (愛称)	・ 定期積金＜定額式＞ 愛称：ブルーベリー収穫体験付定期積金
2. 取扱期間	・ 令和5年4月3日（月）～ 令和5年5月31日（水）
3. ご利用いただける方	・ 個人および法人
4. 期 間	・ 3年以上5年以下
5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込総額	・ 口座振替 ・ 毎月1万円以上、ボーナス併用可 ・ 満期給付契約金36万円以上
6. 払戻方法	・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
7. 給付補填備金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ 個人のお客様は20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手 数 料	－
9. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

11. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部(電話：0 4 2－5 3 5－1 0 6 1)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
12. その他参考となる事項	・満期給付契約金 3 6 万円を 1 口として 1 枚の摘み取り券をお付けします。 1 枚で 5 名まで入園できますが、合計 5 0 0 g までの摘み取りとなり、5 0 0 g を超えた分につきましてはお客様のご負担になります。 ・おひとり様給付金額にかかわらず 3 口（3 枚）を限度といたします。（法人も同様） ・ブルーベリー収穫は自由参加方式です。 令和 5 年 7 月中旬より各農園の閉園まで(天候により希望に添えない場合がございます。)当 J A 指定の農園（当 J A 管内）へお出かけください。 ※お出かけ前に農園へ、電話予約をお願いいたします。 ・対象者が期間内に参加できなかった場合は、摘み取り券を無効とさせていただきます。 ※令和 5 年 8 月 1 0 日（木）までに不参加の申出があったお客様に対し、1 口につき 1 個ブルーベリージャムを進呈いたします。（2 個上限） ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年 3 6 5 日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・原則、中途解約はできません。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 東京みどり